

新型コロナウイルス感染症にかかる介護保険料減免 判定フローチャート（令和3年度分）

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った。



減免対象

はい



いいえ

新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者の令和3年中の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかが減少した。



対象外

いいえ



はい

減少した収入は、保険金、損害賠償などを含めたうえで、令和2年に比べ、3割以上減少した。



対象外

いいえ



はい

減少した収入以外に、令和3年中、収入があった。



はい

それらの令和2年の所得の合計額が400万円以下である。



対象外

いいえ



はい

いいえ



減免対象

※確認の結果、減免額の変更又は減免の取り消しを行うことがあります。